

朝霞市教育委員会規則第 2 号

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会事務局組織規則（平成 1 8 年朝霞市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（教育指導課を除く。）」を削り、同項の表学校教育部の部教育指導課の項を次のように改める。

教育指導課	指導庶務係
-------	-------

別表学校教育部の部教育総務課の款学校施設系の項に次の 1 号を加える。

4 学校施設の改修及び改築計画に関すること。

別表学校教育部の部教育指導課の款第 6 号中「教科用図書その他の教材の取扱い」を「教科用図書の採択」に改め、同款中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次のように加える。

指導庶務係

- 1 教科用図書の無償給付及びその他の教材に関すること。
- 2 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。